

東京都予防のための子供の死亡検証（CDR）実施要綱

令和5年5月16日5福保子家第474号
改正 令和6年2月14日5福祉子家第1311号

第1 目的

予防のための子供の死亡検証（Child Death Review の和名。以下「CDR」という。）は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）（以下、「成育基本法」という。）及び死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）の趣旨に基づき、子供が死亡した時に、子供の既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を複数の機関から収集し、複数の関係機関や専門家により死因の検証を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とする。

第2 実施主体

東京都とする。

ただし、事業の一部を民間事業者等に委託することができる。

第3 事業内容

次の1から3の内容を実施する。なお、1及び3は成育基本法の趣旨を踏まえて非公開で実施する。

1 関係機関連絡調整会議の開催

医療、児童福祉、教育、保育、警察、消防、保健及びその他関係機関の代表者等による関係機関連絡調整会議を開催し、子供の死亡に関する情報交換、死亡情報の提供依頼、及び検証結果の報告等を行う。

2 子供の死亡情報の収集及び管理等

子供の死亡に関する情報（医学的死因、社会的原因）について、関係機関から標準化した様式を用いて収集し、管理台帳に集約し、適切に管理する。

なお、情報収集した際に使用する様式及び管理台帳については、別に指定したものを使用する。

3 多機関検証ワーキンググループ

死因を多角的に検証するため、管理台帳から選定した事例について、医療、警察、司法、教育等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催する。

なお、検証の詳細については、別に定める事務取扱要領において規定する。また、検証結果を記録する様式については、別に指定したものを使用する。

第4 情報の取扱い

本事業で収集した情報のうち、遺族等生存する個人の情報は、個人情報保護に関する法律、個人情報保護に関する法律施行条例及びその他関係法令に基づき適切に取り扱うとともに、死亡した子供本人の情報など個人情報に該当しない情報についても、上記に準じる。

上記のほか、情報の取扱いについては、別に定める事務取扱要領に基づく。

第5 留意事項

本事業は、国が示す「都道府県 Child Death Review モデル事業の手引き」に基づき実施する。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。